

## ◇ IT投資促進減税とは

**Q** : 今年の税制改正で、IT投資促進税制というものが導入されたそうですが、どのような制度ですか。

**A** : 一定規模以上のIT設備投資をした場合に、特別償却又は税額控除を受けられるという制度です。

### 【解説】

IT投資促進税制とは、青色申告をしている法人又は個人事業者が、対象となる資産を取得等した場合に、特別償却（取得価額×50%）又は税額控除（取得価額×10%）の適用が受けられるというものです。

この特例の対象となる資産は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得等した次のような資産です。

- (1) 電子計算機、ルーター・スイッチ、インターネット電話設備、デジタル回線接続装置、デジタル放送受信設備、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備で、同一事業年度中に取得等したこれらの資産の取得価額の合計額が140万円（資本金3億円超の法人は600万円）以上のもの
- (2) ソフトウェアで、同一事業年度中に取得等したものの取得価額の合計額が70万円（資本金3億円超の法人は600万円）以上のもの

なお、一定の要件を満たすリース資産については、税額控除の適用が受けられます。

この特例は、平成15年4月1日以後に終了する事業年度から適用されることとなっています。

